

NMFスキークラブ会則

(名称及び事務所)

第1条 このクラブは、北海道勤労者スキー協議会に加盟している札幌ナイス・ミドル・フレンズスキークラブ（略称を札幌NMFスキークラブ）と称し、事務所所在地を会長宅とします。

(目的)

第2条 NMFの目的は、会員が大いにスキーを楽しみ、健康の保持に役立たせ、人生を謳歌し、会員の親睦を深めることを目的とします。また、会員個々の技術向上と理論の研究を通して、安全を追求します。

(活動)

第3条 NMFは、前条の目的達成のため次の活動を行います。

- ①定期的にスキーの例会をもち、スノースポーツに挑戦します。
- ②スキーを楽しむためにスキー学習会や教室を行います。
- ③スキーのOFFシーズンも会員の健康と親睦の行事を行います。
- ④これらの活動を通じて、多くの人に参加を呼びかけ、会員を増やします。
- ⑤これらの活動計画は役員会で作成し、総会及びスキー・スタート会に提案します。

(会員・会友・ダブル会員)

第4条 NMFの目的に賛同した方は誰でも入会できます。

2. 会則を認め、入会金、年会費を納入した方を会員とします。
3. 退会は自由です。
4. 会員は、仕事、健康、その他の事情によってお休み会員になることができます。
5. 会友は、「NMFだより」などの購読を通じて、会員との交流を希望する人です。
6. ダブル会員は、北海道勤労者スキー協議会加盟の他のクラブにも所属し、かつそのクラブをメインとしている会員です。

(役員)

第5条 NMFの役員として、会長、副会長、事務局長及び役員をおきます。

(役員を選出)

第6条 役員は総会で選出します。

2. 役員の任期は2年として再選は妨げません。
3. 役員の欠員補充は役員会でを行います。
4. 総会の決議を経て、名誉役員・顧問をおくことができます。

(組織)

第7条 NMFは、会員相互の話し合いによる総意によって民主的に運営します。

2. 役員会のもとに、総会で決められた活動方針の具体化と推進のために、いくつかの専門部をおきます。専門部の部長、副部長、部員は役員会が推薦します。
3. 専門部の活動の統一的な推進を図るために事務局を設け、事務局長をおきます。
4. 会員の相互の連絡及び親睦を図るために班をおき、会員は班に所属します。

(機 関)

第8条 機関として、総会、スキー・スタート会、役員会があります。

2. 総会は年1回5月に行います。又、シーズン前にスタート会を開催します。
3. 必要に応じて臨時総会を、役員会に諮り会長が招集します。
4. 役員会は、原則として隔月奇数月に開催し、会長が召集します。

(決議事項)

第9条 総会の決議事項は、①収支決算、②行事決定、③会則の変更、④役員を選出、⑤その他です。

(収 入)

第10条 クラブの財政は次の収入で運営します。

- ①入会金は1,000円とし、年会費は7,000円（北海道勤労者スキー協議会の会費を含みます。）、家族会員及びお休み会員、会友およびダブル会員は、1人3,000円です。
- ②半期を過ぎて入会する場合の年会費は半額3500円です。
- ③寄付金、その他を収入とします。

2. 会費の納入については、会計年度の初月（5月末日まで）とします。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年5月1日より4月30日までとします。

(監 査)

第12条 会計監査を2名おき、会計について監査します。

附 則

この会則は1987年12月23日より実施します。

- | | | |
|-------|--------|------|
| 1992年 | 4月22日 | 一部改正 |
| 1993年 | 5月22日 | 一部改正 |
| 1994年 | 5月21日 | 一部改正 |
| 1996年 | 5月25日 | 一部改正 |
| 1997年 | 12月23日 | 一部改正 |
| 2003年 | 5月25日 | 一部改正 |
| 2007年 | 5月13日 | 一部改正 |
| 2011年 | 11月13日 | 一部改正 |
| 2012年 | 11月18日 | 一部改訂 |
| 2013年 | 5月19日 | 一部改訂 |